

ガストロノミーツーリズムフォーラム会員規約

(総則)

第1条 この「ガストロノミーツーリズムフォーラム会員規約」(以下「本規約」という。)は、静岡県が取り組むガストロノミーツーリズムにおいて、地域ならではの食文化を活かした観光サービスを創出するために運営する会員組織「ガストロノミーツーリズムフォーラム」の規則を定めるものとする。

(名称)

第2条 本会員組織は、「ガストロノミーツーリズムフォーラム」(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第3条 本会は、産学官の多様な主体が参画し、各主体の対等な関係性と自己責任のもとに協創して、地域ならではの食文化を活かしたツーリズムの創出に取り組むことを目的とする。

(事務局)

第4条 本会は県が主宰し、事務局を置く。

2 事務局は、静岡県スポーツ・文化観光部観光振興課が担う。

(入会)

第5条 本会に入会しようとする者(以下「申込者」という。)は、事務局に対し、様式第1号の「申込書」の提出又は別途作成したWEBの受付フォームでの申請により、入会の申込みを行うものとする。

(資格)

第6条 申込者は、前条による申込みを事務局が受理した日をもって会員としての資格を有するものとする。

(年会費)

第7条 会員の年会費は無料とする。

(活動)

第8条 事務局は、第3条の目的を達成するため、会員に対し次の活動を行うものとする。

- (1) 各種情報提供
 - (2) 旅行商品造成支援
 - (3) 各種マッチング支援
 - (4) 会員同士の意見交換や事例発表の場の提供
- 2 事務局は、会員の事前の承諾を得ることなく、活動の内容を変更し、又は中止することができる。
 - 3 前項により活動の内容を変更し、又は中止した場合や、会員に対して前項の活動をしない場合に会員に不利益、損害が生じたとしても、故意又は重過失による場合を除き、県はその責任を負わないものとする。

(会員の義務)

- 第9条 会員は、第3条の目的に鑑み、その有する技術・情報・ノウハウ等を活用し、主体的及び積極的に本会の活動に参加するものとする。
- 2 会員は、自己の判断と責任において本会の活動に参加するものとし、本会の活動において生じた自己の損害については、自己の責任と費用で解決するものとする。
 - 3 本会における活動によって、知的財産等が生ずる可能性があるときは、それらの帰属について、当事者間であらかじめ書面をもって明確にすることとする。
 - 4 会員は、会員登録の内容に変更が生じた場合、速やかに変更事項を事務局への連絡、又は別途作成したWEBの受付フォームでの申請により修正しなければならない。
 - 5 会員は、事務局が随時実施する成果ヒアリングや、進捗アンケート等に協力するものとする。成果ヒアリングについては退会後も協力するものとする。

(禁止事項)

- 第10条 会員は、本会活動を利用して以下の行為を行ってはならないものとする。
- (1) 他の会員もしくはその他の第三者の権利・利益を侵害する行為
 - (2) 他の会員もしくはその他の第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又は他者の名誉もしくは信用を毀損する行為
 - (3) 公衆に著しく迷惑をかける暴力的行為等の防止に関する条例に抵触する言動や威圧的言動などにより、本会の秩序を乱す行為
 - (4) 本規約、公序良俗、法令もしくは刑罰法規に違反し、又は事務局が不適切と判断する行為

(会員の資格喪失)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当すると事務局が判断し会員に通知した場合には、会員はその資格を喪失する。

- (1) 本規約に違反した場合
 - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした場合
 - (3) 事務局から連絡を取ることができない等、会員継続の意思がないと認められる場合
 - (4) 静岡県暴力団排除条例に基づき、会員が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合
 - (5) その他除名すべき正当な事由があると事務局が判断するとき
- 2 前項に従って会員資格を喪失したことにより、当該会員が活動できなくなり、これにより当該会員又は第三者に損害が発生したとしても、県はその責任を負わないものとする。
- 3 資格を喪失した者は、資格喪失後1年以内に本会の会員情報を用い、本会与競合する活動をしてはならない。

(退会)

第12条 会員は、事務局に対し、様式第2号の「退会届」の提出、又は別途作成したWEBの受付フォームでの申請により、任意に退会することができる。

(秘密情報)

第13条 本規約において「秘密情報」とは、会員自らが秘匿したい情報の全てとする。

- 2 本会は、協創での活動を目指しており、会員は自らの責任で秘密情報を管理しなければならない。会員の秘密情報が漏洩した場合でも、県は一切その責任を負わないものとする。
- 3 会員は、秘密情報の開示を行う場合には、開示を行う者と開示を受ける者との間で、別途秘密保持に関する契約を締結するものとする。会員と県においても、開示が必要な際は、秘密保持に関する契約を締結することとする。
- 4 本条の規定にかかわらず、以下に該当することを会員が証明できる情報は、秘密情報に含まれないものとする。
 - (1) 開示の時点ですでに公知の情報、又はその後会員の責によらずして公知となった情報
 - (2) 会員が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - (3) 開示の時点ですでに会員が保有している情報

(個人情報の取り扱い)

第14条 県(事務局の業務を受託した者を含む。)は、取得した氏名、住所等の個人情報を会員間の情報共有化、本会からの案内等の発送、その他本会の事業目的に必要な業務及び運営のために利用することができる。

2 本会では、個人情報は原則として第三者に開示しないものとする。ただし、法律上開示すべき業務を負う場合などは、例外的に第三者に個人情報を開示する場合があるものとする。

(免責事項)

第15条 本会への参加に伴う会員同士の商談・取引・契約等について、県は何ら保証等するものではなく、これら及びこれらに基づいて生じたいかなるトラブル・損害についても、県は一切の責任を負わない。

2 会員への事業の利用、各種イベントへの参加、他の会員その他第三者の提供する(県を通じて提供されるものを含む)情報の内容などについて、県は何ら保証等するものではなく、これら及びこれらに基づいて会員に生じたいかなるトラブル・損害についても、一切責任を負わない。

(各活動の終了)

第16条 事務局は、会員に事前通知をした上で、各活動を終了することができる。

2 事務局は、各活動終了の際、前項の手続きを経ることで、終了に伴う責任を免れるものとする。

3 前項による各活動の終了により会員に不利益、損害が生じたとしても、県はその責任を負わないものとする。

(規約の改定)

第17条 事務局は必要に応じ、本規約を改定できるものとする。

2 事務局は、規約を改定しようとする場合には、あらかじめ改定内容を会員に通知又は公表するものとする。

3 会員が、前項の通知又は公表後に活動する場合には、変更後の本規約の全ての記載事項について同意したものとみなす。

(管轄裁判所)

第18条 本規約及び事業に関する一切の紛争については、静岡地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(委任)

第19条 この本規則に定めるもののほか、本規則の施行に関し必要な事項は、

別に定める。

附則

この規約は、令和5年9月26日から施行する。

附則

この規約は、令和5年11月16日から施行する。

附則

この規約は、令和6年2月9日から施行する。

附則

この規約は、令和6年4月25日から施行する。